



警察からのお願い



NARITA INTERNATIONAL AIRPORT POLICE STATION

外国人の不法就労防止に御協力を！

平成24年7月9日から新しい登録制度の導入により、在留期間が3か月を超える在留外国人に対し、外国人登録証明書に替わる「**在留カード・特別永住者証明書**」が交付されています。

外国人を雇用する際は、**旅券(パスポート)**や**外国人登録証明書**等による身分確認のほか、「**在留カード**」による確認もお願いします。

外国人の不法就労防止に御協力ください。

雇用出来ない外国人

- 不法入国者、不法上陸者
- 在留期間が超過した外国人
- 在留資格が短期滞在・文化活動・留学・研修・家族滞在の外国人
(資格外活動許可を得ている場合は、許可された範囲で就労が可能)

働くことが認められていない外国人を事業活動に関し雇い働かせたり、業として斡旋した場合は、「**3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金**」を科せられます。



旅券(パスポート)や在留カードによる確認を！

● 旅券(パスポート)の確認



要確認

上陸許可証印(印)

JAPANIMMIGRATION

上陸許可
21 MAR 2005

在留資格 短期滞在
Status: Temporary Visitor

〈見本〉

在留期間 90 days
Duration:
NARITA(2)キ3572

日本国入国審査官

2005年3月21日付
2005年9月17日付

観光、親族訪問など短期間日本に滞在する目的で

在留期間90日を得て

成田空港第2ターミナルビルから上陸

二次元バーコード

上陸許可証印(シール)

JAPAN IMMIGRATION INSPECTOR
上陸許可
LANDING PERMISSION
許可年月日 17. SEP. 2005
Date of permit:
在留期限 16. DEC. 2005
Until
在留資格 短期滞在
Status: Temporary Visitor
在留期間 〈見本〉
Duration 90 days
NARITA(2)

000000000
BC 0000011

● 在留カードの確認

日本国政府
GOVERNMENT OF JAPAN
氏名 TURNER ELIZABETH
NAME
生年月日 1985年12月31日 性別 女 F. 国籍・地域 米国
DATE OF BIRTH SEX NATIONALITY/REGION
住居地 東京都千代田区豊田1丁目1番1号豊田ハイツ202号
ADDRESS
在留資格 留学
STATUS Code
就労制限の有無 就労不

在留期間(最長) 4年3月(2018年10月20日)
DATE OF EXPIRATION
許可の種類 在留期間更新許可(東京入国管理局長) MOIC
許可年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日
このカードは、2018年10月20日まで有効です。 法務大臣

① 在留カード

② 就労制限の有無 就労不

見本・SAMPLE

在留カード裏面

③ 許可: 原則28時間以内・風俗営業等の従事を除く

在留カードの確認ポイント

- ① 在留カードの有無を確認
- ② 在留カードの「就労制限の有無」欄を確認
- ③ 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認

特別永住者を除き、在留カードを持っていない場合は、原則として就労できません。(在留カードを持っていない場合でも就労できる場合があります)

成田国際空港警察署 TEL: 0476-32-0110